

1963年9月25日(月曜日)

1. 協議並に散会時該(午前10時39分～午後12時11分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 節太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄	4番	天久 盛
4番	安次良 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安	7番	仲村 春
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安助	10番	安里 安
10番	又吉 正弘	11番	石川 駿	12番	大川 升昇	13番	大川 升
13番	伊佐 真得	~	~	~	~	15番	官城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	中里 幸
19番	武昌 行男	20番	仲村 盛光	21番	古沒藏 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 仲村 喜永

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 節太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄	4番	天久 盛
4番	安次良 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安	7番	仲村 春
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安助	10番	安里 安
10番	又吉 正弘	11番	石川 駿	12番	大川 升昇	13番	大川 升
13番	伊佐 真得	~	~	~	~	15番	官城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	中里 幸
19番	武昌 行男	20番	仲村 盛光	21番	古沒藏 清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

1番 仲村 喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、歳費説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 明 助役 真里 稔 律師 組合長 松川 正義

1963年9月25日(月) 3日目

1. 参照記録に散会時計(午前 10時39分~ 午後 12時11分)

名、出席者は次の通りである。

順位	姓	名	隣居	氏	名	隣居	姓	名
1番	天	久	喜太郎	2番	比	定	3番	天
4番	安	成	物	5番	石	真	6番	仲
7番	梅	義	信	8番	石	大	9番	村
10番	又	吉	正	11番	石	正	12番	里
13番	伊	作	弘	~	石	繁	13番	川
16番	宮	里	敏	17番	伊	喜	14番	中
19番	式	島	敏	20番	仲	寿	21番	吉
	島	行	男			光		次郎

2. 不出席者は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永

3. 出席者は次の通りである。

順位	姓	名	隣居	氏	名	隣居	姓	名
1番	天	久	喜太郎	2番	比	定	3番	天
4番	安	成	物	5番	石	真	6番	仲
7番	梅	義	信	8番	石	大	9番	村
10番	又	吉	正	11番	石	正	12番	里
13番	伊	作	弘	~	石	繁	13番	川
16番	宮	里	敏	17番	伊	喜	14番	中
19番	式	島	敏	20番	仲	寿	21番	吉
	島	行	男			光		次郎

4. 欠席者は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永

5. 市議会議事録第61条の規定により、出席證明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲 村 春 仁 助役 真 田 美 徳 議事録長 松 川 荘 稔

建設課長 島袋 昌義 民生課長 当山 全喜 水道課長 国吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 沢レ 安一 財政課長 奥川 特俊

7. 議会質務局出席者

局長 宮城 光雄 書記 黒田 敏 島袋 真白 知念 審光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道管会計才入才
支出追加更正予算について、

日程第2. 議案第38号 緑水顧客の審査に伴う財産の取得について、

会長 永井 勝
民生課長 当山 全吾
水道課長 田中 真義
副会長 郡村 春信
経済課長 沢し 安一
販売課長 佐藤 光雄
幹部課長 佐野 峰
島根 真由
知念 審光

上記は次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出過加更正予算について。

日程第2. 議案第40号 給水顧客の移管に伴う財産の取得について。

議長～議事員 178 名であります、市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前 10 時 35 分)

議長～質疑第 1 議案第 36 号宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、謹聴と致します。本案は貴郷の段階において、経済審議になつておりましたので引き続き質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前 10 時 39 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 40 分)

議長～11番の質問を求めます。(午前 10 時 45 分)

議長～お詫び致します。議案第 38 号給水顧客の移管に伴う附帯の取扱について)が參つておりますので、署名追加を願います。

議長～質疑第 1、議案第 36 号 1964 年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、貴郷の段階において経済審議に致します。

議長～質疑第 2、議案第 40 号給水顧客の移管に伴う附帯の取扱についてを上提出します。書記をして朗読せしめます。

議長～本議に対する換案者の趣旨説明を求めます。

市長～この点に示してある様に、大橋、大瀬名、高田、真志喜地区の外人住宅の設水することを水道公社から、今更市の方に移管したいと、その条件については、墨紙に示された通りであります。その移管をする場合にそちらに取り付けられた所の量水器施設を市の附帯に移したいと云うので、本議を換案したのであります。宜しく御審議をお願い致します。

議長～本議に対する質疑を求めます。議案第 36 号で先番に質疑されておりますが、その外に何かございませんか。

1 番～移管に伴う条件が墨紙に明示されておりませぬども、その中の 2 項ですむ、3 項でございます。額定の要請があれば、宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において、有料水道への連絡を許可すると云う内容の御説明と、それからメーター代が明示されておりますね。5, 829, 67 ホントそれは現在未だ実現されてないと思ひますが、その金額と前の交付入れの金額との関連について御説明願います。

議長～出席議員 175 名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前 10 時 33 分)

議長～日程第 1 議案第 36 号 宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、議題と致します。本案は質議の段階において、継続審議になつておりましたので引き続き質ぎを求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前 10 時 39 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 40 分)

議長～11番の出席を求めます。(午前 10 時 45 分)

議長～お詫び致します。議案第 38 号 給水顧客の移管に伴う財産の取得について)が参つておりますので、日程追加を願います。

議長～日程第 1、議案第 36 号 1964 年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、質ぎの段階において継続審議に致します。

議長～日程第 2、議案第 40 号 給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上提出します。書記をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～この案に示めしている様に、大輔、大謝名、高田、真志喜地域の外人住宅の給水することを水道公社から、今更市の方に移管したいと、その条件については、別紙に示された通りであります。その移管をする場合にそちらに取り付けられた所の量水器施設を市の財産に移したいと云うので、本案を提案したのであります。宣しく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。議案第 36 号で充當に質疑されておりますが、その外に何かございませんか。

1 番～移管に伴う条件が別紙に明示されておりませんが、その中の 2 項ですね、3 項でございます。顧客の要望があれば、宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において、市配水施設への連結を許可すると云う内容の御説明と、それからメーター代が明示されておりますね。5,823,67セントそれは現在末だ支払いはされてないと思いますが、その金額と前の受け入れの金額との関連について御説明願います。

水道課長～詳説期申し上げます。2項のうち3顧客の要望があれば、宣野課長は
水道条例に規定されている移管料において、市配水管への連絡要許可する
と云うのは、それは少しまんやうのミスではないかと思つておるんですが、現在の施設は、いわゆる個人の施設であると、しかし、
それを市に移管した後は市の条例において、それ以上その施設は市が水を供給する
とする人が當たる場合は、市の条例によつてしか給水はなされないと云うことです
ぐ今までには個人の施設であるから移管後、~~付~~必要
みたいな何が取られてはいかないと云う様なことです。

1 番～顧客の要望があればとなつておりますけれども、顧客の要望がなければ、市はその条例に基づいて、この給水は出来ないという意味ですか

水道課長～顧客と云いましても、これは現在移管なつてあるではないに、その他の顧客が、ここから水を取らして呉れと云うた場合には、適用は
市の条例を適用すると云うことです

1 番～私が無闇に思うのは、顧客の要望があればという内容でござりますけれども、これから移管をする地域において、若し顧客が拒否すれば出来ないか。

水道課長～これはこの顧客の要望ではなくして、新しく給水の要望者がいない場合です。

1 番～引きついだ後の話ではありませんか。(ハイ)

1 番～その場合は、当然これは市のものだと云うことで、別に要望何かする
事はないと思いますが、

水道課長～給水をして呉れと市に申込みがあった場合に於、移管料は、市のい
わゆる条例を適用して給水をすると。

1 番～顧客の担当としては、市の全部開示ると云う限定条件がある段ですか
水道課長～そうです。

1 番～じ予算方がたは、何を顧客の要望があるなしにかかわらずですね、水
道販売と云うことであれば、そう云う条件は、する必要はないと思う
んだですがね、どういう内容でござ云う安くが當て来たかとされ登録
されたかどうか。

水道課長～顧客の要望と申しますのは、少し勘違いじゃないかと、新しい顧客
が開いた場合ですよ。例えは高田地区を移管した場合に、その地域に現

水道課長～御説明申し上げます。2項の説明3顧客の要望があれば、宣野市は水道条例に規定されている範囲内において、市配水施設への連結を許可すると云う何は、これは少し東シナのミスではないかと思つておるんですが、現在の施設は、いわゆる個人の施設であると、しかし、それを市に移管した後は市の条例において、それ以上その施設かや給水必要とする人が出た場合には、市の条例によつてしか給水はなされないと云うことですね今まで個人の施設であるから移管後、検査金みたいな何が取られてはいかないと云う様なことです。

1 番～顧客の要望があればとなつておりますけれども、顧客の要望がなければ、市はその条例に基づいて、この給水は出来ないという意味ですか

水道課長～顧客と云いましても、これは現在移管なつてある所ではなしに、その外の顧客が、ここから水を取らして呉れと云うた場合には、結局は市の条例を適用すると云うことです

1 番～私が疑問に思うのは、顧客の要望があればという内容でございますけれども、これから移管をする地域において、若し顧客が拒否すれば出来ないか。

水道課長～これはこの顧客の要望ではなくして、新しく給水の要望者がいない場合です。

1 番～引きついだ後の話ではありませんか。(ハイ)

1 番～その場合は、当然これは市のものだと云うことで、別に要望何かする必要はないと思いますが、

水道課長～給水をして呉れと市に申込みがあつた場合には、移管後は、市のいわゆる条例を適用して給水をすると。

1 番～移管の限定としては、市の全部出来ると云う限定条件がある訳ですか

水道課長～そうです。

1 番～じや貴方がたは、何も顧客の要望があるなしにかかわらずですね。水道自体と云うことであれば、そう云う条件は、する必要はないと思うんですがね、どういう内容でこう云う文くが出て来たかとこれを検討されたかどうか。

水道課長～顧客の要望と申しますのは、少し勘違いじゃないかと、新しい顧客が出来た場合ですよ。例えば高田住宅を移管した場合に、その地域に現

審査されたもの外に、新しい趣義をして、そして宜野湾市に一応
請求の申込みがあつた場合には、宜野湾市の水道条例を適用して請求
をすると、そういう事は影響當に若し、その該段の現在の旨が
詳しく入つて加入する人に権利金を要望せんかと云う様な意味のもん
であるそうです。

- 1 番～これは権利金が発生する訳ですか、権利というものが、市が引き続い
だ盤は、そういう権利と云うものは、すべて白紙にちどるんではない
ですか。

水道課長～そうです、それは水道公社をからの、こう云つた文面でありまして

- 1 番～そう云つた疑問点ですね、もつて当局が管轄するならば、そう云つた
ものにはつまり具体的に説明して、本文の訂正なり、そういう場合はの
を請求なかつたかどうか、そういう場合は入つていると、非常にあ
いよいよ、市が引き続いだ盤は、当然それは、従来の条例でやる
と云うことは、あまり前の話であつてですね、それは何も顧客の要
求とかと云う文句は後れる事はないと思います、そこで何がそういつ
た、みような意味がふくんではたいかと、云う様な感じがとられるん
ですが、市のものである以上ですね、これは当然そういつた所の要
求はありえないはずですがね。

水道課長～今までには、影響にならない前は、そういうた様な高田住宅において
も、現状そういうのがあつたらいいけれど、1強人が水道の何をし
たら、その高田住宅から権利金を要求されて、それで請求なかつたと
云う事は、その時までには、水道公社の何でありますから、今後もう
云つた事を市に影響する事によって、こう云う事をなくそうと云う意
味のものではないかと思います。

- 1 番～そう云うものであればですね、市が引き継ぐ前提として、あくまで
これは、すべての権利と云うものは、そのまま所属する考え方です

水道課長～ハイ

- 1 番～前に従来水道公社が取り扱つていた同様な状態を含むわけじゃないで
すか。

水道課長～そうです。

- 1 番～そうなれば、個人申込みと云うものは、ありえないはずですが、こう云
う次第が書かれている以上は、該段の権利をそのまま継続するんだとい
う意味にも受け取れないとも思らぬですからね、この辺は、はつきり
明示して戴きたい。誰のものであるかと云う問題ですね、要するに当

在移管されたもの外に、新しい建築をして、そして宣野湾市に一応繪水の申込みがあつた場合には、宣野湾市の水道条例を適用して繪水をすると、そういう事は移管後に若し、その旅館の現在の旅館の主が新しく入つて加入する人に検利金を要望せんかと云う様な意味のものであるそうです。

- 1 番～これは権利金が発生する訳ですか。権利というものが、市が引き続いだ餐は、そういう権利と云うものは、すべて白紙にまとまるんではないですか。

水道課長～そうです。それは水道公社からの、こう云つた文面であります

- 1 番～そう云つた疑問点ですね、もつて当局が管轄するならば、そう云つたものをはつきり具体的に説明して、条文の訂正なり。そういうつたものを歴史になかつたかどうか、そういうつた条文が入つていると、非常にあいまいですよ、市が引き継いだ後は、当然それは、従来の条例やると云うことは、あたり前の話してあつてですね、それは何も顧客の要望とかと云う文句變える事はないと思います。そこで何かそういうつた、みような意味がふくんではないかと、云う様な感じがとられるんですが、市のものである以上ですね、これは当然そういうつた所の要望等はありえないはずですがね。

水道課長～今まででは、移管にならない前は、そういうた様な高田住宅においても、現在そういうのがあつたらしいけれど、1個人が水道の何をしたら、その高田住宅から権利金を要求されて、それで出来なかつたと云う様な、その時までは、水道公社の何でありますから、今後そう云つた事を市に移管する事によつて、こう云う事をなくそうと云う意味のものではないかと思います。

- 1 番～そう云うものであればですね、雨が引き継ぐ前提としては、あくまで
もこれは、すべての権利と云うものは、そのまま所属する考え方でせう

水道課長～ハイ

- 1 番～別に従来水道公社が取り扱っていた同様な状態を含むわけじゃないですか。

水道課長～そうです。

- 1 番～そうなれば、個人申込みと云うものは、ありえないはずです。こう云う文くが書れている以上は、従来の権利をそのまま継続するんだという意味にも受け取れないとも限らないですからね、この辺は、はつきり明示して載きたい。誰のものであるかと云う問題ですね。要するに当

11

然これは市のものに属性質のものであると思いますのでそう云つた文
くは要る必要はないと思います。

議長～暫く休憩をします。(午前11時05分)

議長～再開をします。(午前11時10分)

5番～456社の内現在市当局で調査の上判明しているのは定額、顧客が何社
ですか。

水道課長～定額顧客はありません。

5番～そうすると、契約条項2番の4項にある所の3月31日までに、せめて
メーター前に切り替える条件はそのまま着手側は履行されておる訳です
ね。

水道課長～そうです。

5番～先程から質問に対する説明、答弁におきまして、東洋アクトのミスで飲む
いかと云つた様な答弁がありましたがこれじき答弁になつておりますん
ミスであるかどうかは議会が始る前に、着手側に確認して、しかるべき答
弁をすべきであります。ですから今の様な調子の答弁を引き継ぎやられ
るんだから、審議は出来ないと想います。456社の内直接個人が水
道公社と当つて、実際に、水道栓を引つけさせて来て、使用している家で
いますが、これはすべて456社の内に含まれておりますか。

水道課長～そうです。

5番～どう云う調査で含まれていることがわかりますか。

水道課長～向からのリストで。

5番～リストで、水道公社からのいわゆる着手渡された資料によつて、全部書ま
れていますと解しやすくされている訳ですか。

水道課長～そうです。

5番～それでは、若し外にもあるかも知らんと云う解しやすくも成り立つ訳です
ね。水道公社が板に事実に墨づかない資料を当局に送つたとした場合に
は、書かれている事実があるはずで、私があえてどう云う事をおたずね
致しますのば、どう云う回答を、～～～を私にやさそう云ふよ
うなすべて、いわゆるメーター前に切り替えた場合と、金額、市の水道

然これは市のものに帰属性質のものであると思ひますのでそう云つた文
くは變える必要はないと思います。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時5分)

議 長～再開致します。(午前11時10分)

5 番～456栓の内現在市当局で調査の上判明しているのは定額、顧客が何栓
ですか。

水道課長～定額顧客はありません。

5 番～そうすると、契約条項2番の4項にある所の6月31日までに、せめて
メーター制に切り變える条件はそのまま相手側は履行されておる訳です
ね。

水道課長～そうです。

5 番～先程から質問に対する説明、答弁におきまして、ポンヤクのミスではな
いかと云つた様な答弁がありましたがこれじや答弁になつておりません
ミスであるかどうかは議会が始る前に、相手側に確めて、しかるべき答
弁をすべきであります。ですから今の様な調子の答弁を引き続きやられ
るんだから危ら。審議は出来ないと思います。456栓の内直接個人が水
道公社と当つて、実際に、水道栓を引つばつて来て、使用している家て
いがありますが、これはすべて456栓の内に含まれておりますか。

水道課長～そうです。

5 番～どう云う調査で含まれていることがわかりますか。

水道課長～向からのリストで。

5 番～リストで、水道公社からのいわゆる手渡された資料によつて、全部含ま
れていると解しやすくされいる訳ですか。

水道課長～そうです。

5 番～それでは、若し外にもあるかも知らんと云う解しやくも成り立つ訳です
ね。水道公社が仮に事実に基づかない資料を当局に送つたとした場合に
は、もれています事実があるはずです。私があえてこう云う事をおたずね
致しますのは、そう云う場合と、金額々市のみを利潤歩きそう云うふ
うなすべて、いわゆるメーター制に切り替えた場合と、金額、市の水道

を利用すると云う恩恵の観点からの金額、そこにはどうしも差額と云うものが出て来るはずですあります。其实その差額が出て来た場合には當当局に対して不満がでるはずであります。ですからその辺の事は、未端行政の担当者もあるはずだし、調査とか、そう云つた様な方法を取られたかどうかおたずね致します。あくまで 456 棟に全額が含まれている事を認定されるのは、水道公社がそう云つたと云う事が今やい一な眞面になつてゐる訳であります。その外に直面から、調査されたことがあるかどうか、あればある、なければないで結構です。

水道課長～1個人約～456 棟全部にはあたつておりませんが、水道公社のいわゆる本管施設の所有者の脅をまわつております。

5番～契約条項、4款の下に書かれている、同封書類の中中に顧客名簿と云うのがあります、その顧客名簿と比較照合すれば、それが 456 棟に含まれているかどうかは判然とする訳であります。その顧客名簿は地域別に或いはその塊域においていちぢり照合したことがありますか。

水道課長～塊域ではありませんが、図面上での照合はしております。

5番～図面上

水道課長～2項6番の5、823、67セントは9月1日以降移管になりましたので、これは確定して、水道公社から来ているもので、残りの2、670ドルが、或は115棟10月以降移管になる予定で予算計上してあります。1棟当たり1.84の計算でやつています。

1番～その脅については未だ現在は取り付けられてないと云うことですか。

水道課長～メーターは取り付けられておりませんが、移管は10月以降の予定であります。

1番～メーターはどこが取り付けるか、

水道課長～公社がです。

1番～公社が取り付けてあるんですけれど、客管は未だと云う訳ですね。

水道課長～そうです。341棟脅が、5、823、67セントで、残りの115棟が10月以降の予定でやつている訳です。

1番～結果それと両方計上したものが、予算額にまわされたと云う訳ですね。

水道課長～数字は計上されております。7、先9.4萬の支度です。

1番～だから両方、2回計上したものがある訳ですね。

を利潤すると云う恩恵の観点からの金額、そこにはどうしも差額と云うものが出て来るはずであります。確実その差額が出て来た場合には市当局に対して不満がでるはずであります。ですからその辺の事は、末端行政の担当者もおるはずだし、調査とか、そう云つた様な方法を取られたかどうかおたずね致します。あくまで456栓に全部が含まれている事を認定されるのは、水道公社がそう云つたと云う事が今やい一な理由になつてゐる訳であります。その外に市自から、調査されたことがあるかどうか、あればある、なければないで結構です。

水道課長～1個人約な、456栓全部にはあたつておりますが、水道公社のいわゆる本管譲渡の所有者の脅をまわつております。

5番～契約条項、4款の下に書かれている、同封書類の中に顧客名簿と云うのがあります。その顧客名簿と比較照合すれば、それが456栓に含まれているかどうかは判然とする訳であります。その顧客名簿は地域別に或いはその地域においていちいに照合したことがありますか。

水道課長～地域ではありませんが、図面上での照合はしております。

5番～図面上

水道課長～2項6番の5、823、67セントは9月1日以降移管になりました脅で、これは確定して、水道公社から來ているものです。残りの2、070ドルが、或は115栓10月以降移管になる予定で予算計上してあります。1栓当たり18\$の計算でやつています。

1番～その脅については未だ現在は取り付けられてないと云うことですか。

水道課長～メーターは取り付けられておりますが、移管は10月以降の予定で、

1番～メーターはどこが取り付けるか。

水道課長～公社がです。

1番～公社が取り付けてあるんですけど、移管は未だと云う訳ですね。

水道課長～そうです。341栓脅が、5、823、67セントで、残りの115栓が10月以降の予定でやつている訳です

1番～結局それと両方計上したものが、予算にまわされたと云う訳ですね。

水道課長～数字は計上されております。7、894\$の方です。

1番～だから両方、2つ計上したものがある訳ですね。

水道課長～そうです。

19番～今先の1番さんと面談致しまして、その2項のうですね、要望について先は、はつきりしませんので、もう1度、顧客の要望があればと云う文くですが、それは一応水道公社から派されたものが、英文であつたのか又ここで、ポンヤクしたものであるかどうか、若し、それがポンヤクしたものであるとすれば、これは誤りと云う事は考えられないかどうかの1点、よしんば、結局水道公社から、本町に移管されるんらからして、その顧客の要望があればと云う文くは当然削除されるべきだと私は考えます。宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において結局その地区において、漏水することが出来ると云う様な条文が妥当ではないかとう考えております。その点、もう145番目のものですね、マーシー内の結局、項ですが、それが9月1日からいわゆるメーターによる料金を徴収すると云うふうになつておりますが、工事は完了したかどうか、その3点について。

水道課長～2項の3について、もう少し勉強したいと思つております。4は現在施行中で、向こうは10年、14、5年位前の給水で、ものすごく漏水管がクモのスみたいに入つておりますので、なかなか工事が進行しないでおりますが、今月1ばかりには、怪とんど完了する予定であります。

19番～そう云う様な工事がおくれたと、しかしながら、この文面では9月1日から漏水器の支拂を要求すると云うことありますが、そうなつた場合に結局漏水メーターの指針通り向こうからの水の請求は来ると、所が書いているいわゆる漏水栓自体が工事が出来ないと云つた場合に、そこにアンバランスが生じて来ると思うがそろそろつた事に対してどう云う様に考えておられますか。

水道課長～1ヶ月の30日間の、実際から云いますと、30日間ずつとメーターを通してからでないと、課定は出来ませんが、仮にこの並をつけてから月末までに10日の期間がなつておきましょうとしますと、それを基準にして、算定して、1ヶ月分を課定しようと思つております。

19番～問題はですね、マーシー地区は何件あるか度々登りませんがその工事が遅う様にはからないと、所がここにうたわれているのは、結局何ですね、9月1日から水代を要求することになつておりますね、そうなつた場合に、振替は今まで定期料金でせう、未だメーター工事をやられてないと、そこで水をほんほん使うんだけれども結局メーターには、表示されない訳です、所が結メーター實際は、ぢやんぢやん上がると元つた場合ですね、結局このここから徴収する金額と結メーターを表示された水道の額が相当の開きが出て来ると遅うんです、結メーターに表れた水道料金を要求された場合に、そこの大半の差が出て来ると思うんですがその問題ですよ。

水道課長～そうです。

19番～今先の1番さんと関連致しまして、その2項の3ですね。要望について先は、はつきりしませんので、もう1度、顧客の要望があればと云う文くですが、それは一応水道公社から顧されたものが、英文であつたのか又ここで、ポンヤクしたものであるかどうか、若し、それがポンヤクしたもであるとすれば、これは誤ヤクと云う事は考えられないかどうかの1点、よしんば、結局水道公社から、本市に移管されるんらからして、その顧客の要望があればと云う文くは当然削除されるべきだと私は考えます。宣野湾市は水道条例に規定されている範囲内において結局その地区において、給水することが出来ると云う様な条文が妥当ではないかとこう考えております。その点、もうユツラ番目のものですね。マーシー内の結局、項ですが、それが9月1日からいわゆるメーターによる料金を徴収すると云うふうになつておりますが、工事は完了したかどうか、その3点について。

水道課長～2項の3について、もう少し勉強したいと思つております。4は現在旅行中で、向こうは10年、14、5年位前の給水で、ものすごく給水管がクモのスみたいに入つておりますので、なかなか工事が進行しないでおりますが、今月1ばかりには、ほとんど完了する予定であります。

19番～そう云う様な工事がおくれたと、しかしながら、この文面では9月1日から量水器支払を要求すると云うことありますが、そうなつた場合に結局親メーターの指針通り向こうからの水の請求は来ると、所が各家でいのいわゆる給水栓自体が工事が出来ないと云つた場合に、そこにアンバランスが生じて来ると思うがそう云つた事に対しても云う様に考えておりますか。

水道課長～1ヶ月の30日間の、実際から云いますと、30日間ずつとメーターを通してからでないと、調定は出来ませんが、仮にこの栓をつけてから月末までに10日の期間がなつておまうとおるとしますと、それを基準にして、算定して、1ヶ月分を調定しようと思つております。

19番～問題はですね、マーシー地区は何件あるか良く覚りませんがその工事が思う様にはからないと、所がここにうたわれているのは、結局何ですね、9月1日から水代を要求することになつておりますね、そうなつた場合に、価額は今まで定額料金でせう、未だメーター工事をやられてないと、そこで水をほんほん使ふんだけれども結局メーターには、表示されない訳ですね。所が親メーター自体は、ちやんちやん上がると云つた場合ですね、結局このここから徴収する金額と親メーターを表示された水量の額が相当の開きが出て来ると思うんです、親メーターに蒙れた水道料金を要求された場合に、そこに大きな差が出て来ると思うんですがその問題ですよ。

水道課長～それは結局、仮にメーター取り替へてから 10 日になるとした場合で
一車、採算には 9 月 1 日から既メーターは、メーター付けん券まで積んで
いるんですがね、その 20 日以降、又 20 日材替たるものとすると、次の
10 貨物のですね、読みを計算して、10 貨物にいくら上るから、その
前の月の券を算定して 1 カ月券の料金を算定しようと思つております。

課長～暫く休憩致します。(午前 11 時 22 分)

課長～再開致します。(午前 11 時 23 分)

4 番～456 究で、7,094 ドルとなつてあります、1 究当り約 17 究、
この公開標額、普通市が取り付けた場合にいくらかかるか、1 究当りを
して、その標額はあくまでも向こうから示された標額そのものを受諾し
なければいかなかつたのかどうか、或は減價償却をして、相当長く使わ
れている、メーターについては、はたしてそれだけ値値があるかどうか
そう云つた極く、何んと云ひますか、それと評価する場合に、賄賂の取
扱はあくまでも買死でありますので、当然買ううと死する側との接連によ
つて、相当の値段の違いがあるかと思ひますがどう云う問題がどう決う
ふうになされたか、

水道課長～向こうの算額が 1 究当り 17 究 67 モントになつておりますが、メー
ターの振幅からしましても、11 究それからそれに取り付ける部品をし
て、1 モ 50 モントその外にメーター箱とか何が 2,17 モントで、工
事費として 3,00 モント云つておられますか、大体市の予算として、そ
う云つた純水工事費となつております。

4 番～その場合、償却費とかそう云つたのはございませんが、

水道課長～そう云うものの値、取り付けてまもないですから、新しい会計メーター
の償却の額はありません。

4 番～もう 1 点だけ、先程も話題になつておりました、一応市が当然やるべ
きものであります、だがしかし、それまで得てなくて、個人で訴訟をして
そして本道公社と契約して今まで済水を受けておつたと、そこで個人が
請求した増額に對して、單なるその権利、メーターそのものだけを比較
して残りの個人の請求をそのままにして、市の条例を適用して同等料金
を取ると云うことが私は簡単に思つております、それについて事実、
どう導えるかですね、或はそのを買ひ当給普通の通り各種を適用して、
どの料金が算られるかどうか、それはついで、どう云つた新規指標をお
導えに寧ろ不規則を負ふておられるのです。

水道課長～当給基準の買止めと云う事は、考え方されますので、現在の所は予算上

水道課長～それは結局、仮にメーター取り付けてから10日になるとした場合ですね、実際には9月1日から現メーターは、メーター付けん脅まで動いているんですがね、その20日以後、又20日付けたものとすると、その10日間のですね、読みを計算して、10日間にいくら上がるから、その前の月の脅を算定して1ヶ月脅の料金を調定しようと思つております。

議長～暫く休憩致します。(午前11時22脅)

議長～再開致します。(午前11時23脅)

4番～456栓で、7,894ドルとなつておりますが、1栓当たり約17番、この公認価格、普通市が取り付ける場合にいくらかかるか、1栓当たりそして、その価格はあくまでも向こうから示された価格そのものを受諾しなければいかなかつたのかどうか、或は原価償却をして、相当長く使われている、メーターについては、はたしてそれだけ価値があるかどうかそう云つた様な、何んと云いますか、それと評価する場合に、財産の取得はあくまでも買賣でありますので、当然買う側と売る側との接渉によつて、相当の値段の違ひがあるかと思いますがこう云う問題がどう云うふうになされたか、

水道課長～向こうの単価が1栓当たり17番67セントになつておりますが、メーターの原価からしましても、11番それからそれに取り付ける部品として、1\$50セントその外にメーター箱とか何が2,17セントで、工事費として3,00\$と云つておりますが、大体市の予算として、そう云つた給水工事費となつております。

4番～その場合、償却費とかそう云つた何はございませんが、

水道課長～そう云うものは、取り付けてまもないですから、新しい全部メーターで償却の何はありません。

4番～もう1点だけ、先程も話題になつておりましたが、一応市が当然やるべき地域であります。だがしかし、それまで得てなくて、個人で施設をしてそして水道公社と契約して今まで給水を受けておつたと、そこで個人が施設した地域に對して、單なるその権利、メーターそのものだけを比較して残りの個人の施設をそのままにして、市の条例を適用して同等の料金を取ると云うことが私は疑問に思つております。それについて市は、どう考えるかですね、或はそのままで当然普通の通り条例を適用して、この料金が取られるかどうか、それについて、どう云つた様な措置をお考えになつておられるか。

水道課長～当然施設の買上げと云う事は、考えられますので、現在の所は予算上

もないし、それが 65 年度においては支払いをしようと云う様な約束で
1 底本請書はもらつてある訳です。

- 4 番～その場合に、65 年度において、この施設の評価をするのかどうか、或
は又その承諾を、承諾書を取りかねず時に一応の評価をして支払いの方針
も両方で話し合ふかと云つた様な事であるのか、当然これはこの施設そ
のものがですね、ある程度専門的に評価しなくちゃいかないと思うんで
すが、その評価をどの様になされるかどうかですね。

水道課長～これは未だ評価の段階までは来ておりませんが、調査を進めて、これ
からその配管の系統等或は設計見張りをやつて、両方統一して、それで
文書もかわして、何しようと思つております。

- 3 番～御迷惑しまして、次 4 番の問題ですが、築設の地元業者との契約して居る
と云う案に對する義務の問題であります高りますが、との業者と水道公
社との契約を取りかわしておるはずであります、それについて宜野湾
市の水道条例を適用した場合にこうそろくされないかどうかですね、そ
の前の候附されたかどうかですね、それから第 7 条でこの 7 条次に 4 点
の算別が加算されていると云ふことはどう云う意味であるか、こう云う
取扱いの申にこう云う渠間の首筋をつかつていいか、こう云う様な検討
は当局で為されたかどうかお聞さします。

水道課長～水道公社と業者との契約の申には、市が移管義務をした場合には、何
時でも市に移管すると云う様な条文があるので、それについては別に支
障はないだろうと思ひます。

- 3 番～移管の問題は別に支障はないと思ひますが、その料金の問題において、
何か取り扱ひしてあると思ひますが、その点についての了解も、區々市
に移管して、市に水道料金を徴収出来るかどうか；と云う様の話い合
ついているかどうか。

水道課長～公社からこれは文書で、今度市の条例を適用してからこそ云う様な文書
は全部配布してあります。

- 3 番～向こうも納得しているかですね。

水道課長～繪本を油島市にまかしている訳ですから、監査が取り扱ふからと云う
様な點でありますから、今までも契約して毎回の機にててあります、
それから 7 番の、若し上記指定期までに量水器代が支払いがなされない
場合は、1963 年 9 月 1 日から、未納金の 4 % の年利が課されるだろ
う、このあろうですが、課されますと云ふことであります。英文で此、
何かだらう見たいな點で、英文を讀く様ですよ、それでその文書東

もないし、それが65年度においては支払いをしようと云う様な約束で
1応承諾書はもらつてある訳です。

4 番～その場合に、65年度において、この施設の評価をするのかどうか、或
は又その承諾を、承諾書を取りかわす時に一応の評価をして支払の方達
も両方で話し合うかと云つた様な事であるのを、当然これはこの施設そ
のものがですね、ある程度専門的に評価しなくちゃいかないと思うんで
すが、その評価をどの様になされるかどうかですね。

水道課長～これは未だ評価の段階までは来ておりませんが、調査を進めて、これ
からその配管の系統等或は設計見積りをやつて、両方統一して、それで
文書もかわして、何しようと思つております。

3 番～関連致しまして、次4番の問題ですが、施設の地元民との契約して居る
と云う案に対する義務の問題でありますありますが、この業者と水道公社
との契約を取りかわしておるはずであります、それについて宜野湾
市水道条例を適用した場合にこうそろくされないかどうかですね。そ
の面の検討されたかどうかですね。それから第7条でこの7条文中に4%
の割利が加算されていると云うことはどう云う意味であるか、こう云う
取決めの中にこう云う疑問の言ふをつかつていいか、こう云う様な検討
は当面で為されたかどうかお聞きします。

水道課長～水道公社と業者との契約の中には、市が移管業務をした場合には、何
時でも市に移管すると云う様な条文があるので、それについては別に支
障はないだろうと思います。

3 番～移管の問題は別に支障はないと思いますが、その料金の問題において、
何か取り決めしてあると思いますが、その点についての了解も、直ぐ市
に移管して、市に水道料金を徴収出来るかどうか、と云う面の話い合
ついているかどうか。

水道課長～公社からこれは文書で、今度市の条例を適用してからままで云う様な文書
は全部配布してあります。

3 番～向こうも納得しているかですね。

水道課長～給水を結局市にまかしている訳ですから、公社が取り扱ふからと云う
様な何んてありますから、今まで契約して毎回の様に来てあります、
それから7番の、若し上記指定日までに量水器代が支払いがなされない
場合は、1963年9月1日から、未納金の4%の年利が課されるだろ
う、このあろうですが、課されますと云うことあります。英文では、
何かだろう見たいな何んで、英文を聞くはずですよ、それでそのまま東

ンタクを直アツしたんではないかと思ひます。」

議 長～16番の出席を報告する。(午前11時30分)

議 長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

18番～附註取得と云うことで、特に外人との何んてありますので、英文和文ありますので、ポンタクのミスでは先程どなたからありましたかそういうこともあらうと思うんですが、附註の取得と云うものと、それとも予算措置と云うものと、どう違うかですね、と申し上げるのは、どう云う所の、まあ過去になりますが、以前の問題では、直ぐ予算措置で購入るんだと、今度、詳しく附註取得と云うことになりましたので、その意味に質する金额ですね、これは案件では7,894ドル、しかしながら、それについての資料につきましては5,823も、しかしながら、これほ7,800は後で10月1日に予定の金額ですね、2,670も加えで、7,894となるんですねが、実際附註の取得となると、それが正しいかですね、あえて7,800予定された旨の理由ですね、それで云うならば、当然ここで附註を負担するんだと云う金額ですね、5,827年6月7セントに限定されるもゆだと云うふうに解しておりますが、予算上超過しておりますので、7,800もと或はその取得の金額につても7,800、94も現実うら管となる所の該管については5,800いくらかというふうになつております、この点御説明願います、もう1つは、この7,894に対しても10月1日予定されるだろうと云うふうな金額でありますか、何故10月1日を期しての文書になつていませんかね、この5,823、67もを10月31日までに支拂わねばればならぬと云う問題であります、そうなのに、これだけは10月1日ど詰うことになつておりますかですね、それから、もう1つマーターと云うものと量水器とは違うかどうか、その文書には、メーターと云うものがあるし、或は又量水器とあるんだが、どう違うかですね、それから、何故そ簡単に上げるかと申しますと、先程もどなたからありましたか、いわゆるマーシー地域においては、定額制が取られているのがあるし、或は又市の条例にもとづいて、メーターを取り付けて、市の条例通り適用している所もあると、そこで云う所の公社で、いわゆる取り付けた公社の量水器ですね、と云うことと、ことに示めされたメーターとどう違うかですね、そうなるといわゆる、それで彼との顧客は金額メータ付けているものと予想されるんだが、あえて、ことに量水器、顧客がすでに取り付けられた公社の量水器と云つた様になつておりますが、この道が説明をお願い致します。

水道課長～18番議員の5,823もについては、これは附註取得とみなして、

ンヤクを直ヤクしたんではないかと思います。

議長～16番の出席を報告する。(午前11時30分)

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時37分)

18番～財産取得と云うことで、特に外人との何んでありますので、英文和文ありますので、ホンヤクのミスでは先程どなたからかありましたがそういうこともあるううんですが、財産の取得と云うものと、それから予算措置と云うものと、どう違うかですね、と申し上げるのは、こう云う所の、まあ過去になりますが、以前の問題では、直ぐ予算措置で出来るんだと。今度、新しく財産取得と云うことになりましたので、その取得に対する金額ですね、これは案件では7,894ドル、しかしながら、それについての資料につきましては5,823ドル、しかしながら、これは7,800は後で10月1日に予定の金額ですね、2,070ドルも加えて、7,894ドルとなるんですが、実際財産の取得となると、それが正しいかですね、あえて7,800予定された脅の裏面ですね、そこで云うならば、当然ここで財産を負担するんだと云う金額ですね、5,827ドル67セントに限定されるものだと云うふうに解しておりますが、予算上関連しておりますので、7,800と或はその取得の金額についても7,800,94ドル現在うら付となる所の部脅については5,000いくらかというふうになつております、この点御説明願います。もう1つは、この7,894ドルに対しては10月1日予定されるだろうと云うふうな金額でありますか、何故10月1日を期しての文書になつてゐるかですね、この5,823,67ドルを10月31日までに支拂わなければならぬと云う問題であります。そうなのに、これだけは10月1日と云うことになつておりますかですね、それから、もう1つメーターと云うものと量水器とは違うかどうか、その文書には、メーターと云うものがあるし、或は又量水器とあるんだが、どう違うかですね。それから、何故そう申し上げるかと申しますと、先程もどなたからかありました、いわゆるマーシー地域においては、定額制が取られているのがあるし、或は又市の条例にもとづいて、メーターを取り付けて、市の条例通り適用している所もあると、そこで云う所の公社で、いわゆる取り付けた公社の量水器ですね、と云うことと、ここに示めされたメーターとどう違うかですね、そうなるといわゆる、それではこの顧客は全部メーターなつているものと予想されるんだが、あえて、ここに量水器、顧客がすでに取り付けられた公社の量水器と云つた様になつておりますが、この辺の説明をお願い致します。

水道課長～18番議員の5,823ドルについては、これは財産取得とみなして、

競会の譲渡を求めておりますが、残る 115 案の 2,070 市に對しての何は 10 月取扱であるので、それで、ついでにと云う訳でもありますんが、1 案に予算計上してあるもんですから、その譲渡を求める譲りです。それからメーターと量水器とは一致するもんではないかと思つております。別にメーターと云うものと、量水器と云うものと品物實体も同じであるし、文書においては、メーターと書いたり、それから量水器と書いてありますが、これは 1 語です。

18番～私も一説だと思ふんですが、その場合にすると、附註の取得はいわゆることで示されたいる量水器ですね、しかし、下にあります附註の量水器を含む水道施設と云うことはどう云うことであるのか、

水道課長～これは工事費が、工事費、それからその取り付け部品が含まれているので水道施設と、

18番～水道施設關係となりますと、量水器と云うのは、一定の限られているものでわかるんですが、その量水器をいわゆる壺を張つて買うことによつて、すでにその水道施設、付帯施設そのものも市の財産になるかどうかですねと云うのは都合品であるのかどうかですね、その施設と云うものは、引き継ぐいわゆる権利取得と云うことになる訳ですが、その場合は云う所の量水器を含む施設と云うことですね、水道施設とはありますないか、都合品だとお見えられませんが、施設の解シアタですね、どこまでが、市に移管される量水器代を張うことによつて市の財産になる所の水道施設と云うのは、どこまであるかですね、それから先程の答弁に、2,070 市はおつて移管されるだらうと云うことでありましたがその場合に人とのあい神においてですね、特にこの場合に明示されなければ別ですが、将来予想される所の施設を買うと云う事とは別ですが、そこでは買上げられた水道に関する財産と云うことで、明示されておるんだが、明示された壺を出来るかどうかですね、仮定の壺に對する取扱するところと被り、それからもう 1 通り、そうはなつておりませんが、10 月 1 日からと云う事はですね、その壺を 10 月 31 日までに払えといふと云うことになつておりますが、どうして 115 案は 10 月 1 日となつておりますか、

水道課長～これ以上 341 案です。

18番～341 案はですね、これに云う所のですね、前回の 115 案ですか、115 案は 10 月 1 日ですか、10 月 1 日移管の予定だと、しかしこの 341 案ですか、341 案はですね、一括の代金でさえも 10 月 31 日になつてゐるのにどう云う理由があつて 10 月 1 日であるかですね、どちらが公社が發行なりの取り扱いがあるはずですが、こととして、先程御覧

議会の議決を求めておりますが、残る115栓の2,070番に対しても何は10月以降であるので、それで、ついでにと云う訳でもありますんが、1諸に予算計上してあるもんですから、その議決を求める訳です。それからメーターと量水器とは一致するもんではないかと思つております。別にメーターと云うものと、量水器と云うものと鼎物自体も同じであるし、文書においては、メーターと書いたり、それから量水器と書いてありますが、これは1諸です。

18番～私も一諸だと思うんですが、その場合にすると、財産の取得はいわゆることで示されたいる量水器ですね、しかし、下にあります所の量水器を含む水道施設と云うことはどう云うことであるのか。

水道課長～これは工事費が、工事費、それからその取り付け部品が含まれているので水道施設と、

18番～水道施設關係となりますと、量水器と云うのは、一定の限られているものでわかるんですが、その量水器をいわゆる金を払つて買うことによつて、すでにその水道施設、付帯施設そのものも市の財産になるかどうかですねと云うのは部品であるのかどうかですね、その施設と云うものは、引き続くいわゆる権利取得と云うことになる訳ですが、その場合に云う所の量水器を含む施設と云うことですね、水道施設とは見えないか、部品だとは考えられませんが、施設の解シヤクですね、どこまでが、市に移管される量水器代を払うことによつて市の財産になる所の水道施設と云うのは、どこまであるかですね、それから先程の答弁に、2,070番はおつて移管されるだろうと云うことになりましたがその場合に人とのあい中においてですね、特にこの場合に明示されなければ別ですが、将来予想される所の財産を買うと云う事とは別ですが、ここでは買上げられた水道に関する財産と云うことで、明示されておるんだが、明示された金を返来るかどうかですね、仮定の金に対する取得すると云うことは、それからもう1つは、そうはなつておりますが、10月より金を払を1日からと云う事はですね、その金を10月31日までに払えば良いと云うことになつておりますが、どうして115栓は10月1日となつておりますか、

水道課長～これは341栓です。

18番～341栓はですね、これに云う所のですね、高田の115栓ですか、115栓は10月1日ですか、10月1日移管の予定だと、しかしこの341栓ですか、341栓はですね、一諸の代金でさえも10月31日になつているのにどう云う理由があつて10月1日であるかですね、もちろん公社は公社なりの取り扱いがあるはずですが、こことして、先程御説

頃がありました様に、水道公社の賃借がないからと云つて、末だその地域にあるかも知らないと、それ書きにもあらずそう云う場合にでまね、この 111 号が一語にですね、移管されない理由ですね、その點を御説明願います。

水道課長～5、823号は10月1日までに支払いしなければいかないと云うこととは、こちらからも要望して、延す様な何んてありましたか、向こうとしては、即時支払いと具れという様な地方政府からの文書が来ていましたのでと云う點で浦添村もそう云つた移管の問題がありましたが、向こうの場合は、即時支払いと宜野湾市の場合は、1ヶ月延してもらつて、10月末までと云うことになつております。それから該號のメーターの譲渡と云うことですが、該號の譲受は市が今賃貸上げするまでの登について、メーターとそれからそれを取り替ける部品、それを工事する工賃の負だけが、市の負得ということです。

議長～12番の出席を賛成する。

5 番～市民に質問致します。先程林懇において、すでにこの契約条項にある3試にもとづく所の受諾する旨の首長印を捺印して、すでに相手側に水道公社に返送したと云う様な認識がありましたが、これは事実ですか、その返送した旨付をここで晒りように示して下さい。この事実によりますと、捺印して市長の墨印を捺印して相手側に返送することによつて契約の成立条件してなつておりますね、そこでその旨付をお聞きしたい點です。

5 番～議案第38号は、附註取得の市条例の規定に基づいて提出されたと思います。どうありますか。（ハイ）
しかば、この議案第38号の対象区域なつておりますか？水道公社との456 拾動附註移管の契約条項、3款についておたずね致します。この条項にすべて承認であつた場合は捺印して、宜野湾市長は捺印して水道公社にその旨の文書を返送した場合には、これを以つて附註移管の販売移管の契約条項とすることになつております。そこで3款について、おたずね致します。この文書に署名されて、受諾である旨の署名をされて、捺印されて相手側に返送なされたかどうか。

市長～前からこれの審査については、吾三委員があるし、又早くやりたいと云うことです。

5 番～私は返送されたかどうかをおたずねしております。返送されたか、捺印をして、ではさらにおたずね致します。しかば、すでに受諾である旨の捺印をして、相手側に返送されたからには、附註取得に対する宜野湾市当局と、水道公社とは、すでに契約がすでに成立することになります。すでに附註取得のすべての法的要件を満たしているに在る

期がありました様に、水道公社の委託がないからと云つて、末だその地域にあるかも知らないと、それ本きにもあらずそう云う場合にですね、この 115 株が一緒にですね、移管されない理由ですね、その辺を御説明願います。

水道課長～5, 823 番は 10 月 1 日までに支払いしなければいかないと云うこととは、こちらからも要望して、延す様な何んでありますかが、向こうとしては、即時支払いと呉れという様な民政府からの文書が来ていくのでと云う訳で補添材もそう云つた移管の問題でありますかが、向こうの場合は、即時支払いと云うことは、1ヶ月延してもらつて、10月末までと云うことになつております。それから施設のメーターの施設と云うことですが、施設の部脅は市が今販買上げするとその脅については、メーターとそれからそれを取り付ける部品、それを工事する工費の脅だけが、市の取扱いということです。

議長～12番の出席を報告する。

5 番～市長に質問致します。先程休憩において、すでにこの契約条項にある 3 款にもとづく所の受諾する旨の市長印を捺印して、すでに相手側に水道公社に返送したと云う様な説明がありましたが、これは事実ですか。その返送した目付をここで明りようとして示して下さい。この条文によりますと、捺印して市長の公印を捺印して相手側に返送することによつて契約の成立条件してなつておりますね、そこでその目付をお聞きしたい訳です。

5 番～議案第 38 号は、財産取得の市条例の規定に基づいて提案されたと思います。そうありますか。(ハイ)
しかばん、この議案第 38 号の対象区域なつておりますから。水道公社との 456 株動財産移管の契約条項、3 款について書かれておきますが、この条項にすべて承諾であつた場合は捺印して、宣野湾市長は捺印して水道公社にその旨の文書を返送した場合には、これを以つて財産移管の販売移管の契約条項とすることになつております。そこで 3 款について、おたずね致します。この文書に署名されて、受諾である旨の署名をされて、捺印されて相手側に返送なされたかどうか。

市長～前からこれの移管については、再三要望があるし、又早くやりたいと云うことです。

5 番～私は返送されたかどうかをおたずねしております。返送されたか、捺印をして、ではさらにおたずね致します。しかばん、すでに受諾である旨の捺印をして、相手側に返送されたからには、財産取得に対する宣野湾市当局と、水道公社とは、すでに契約がすでに成立することになります。すでに財産取得のすべての法的要件をおびているにもかか

わらず議会にこの財産を取得しているかどうかの問題を案件として提案したのは、如何なる理由でありますか。

市長～これにつきましては、先に休憩の場合に申し上げました様に一応これは私達事業の拡張だと云う考え方で予算に算して、これを並め様と云う考え方でありました。これは良く検討して見ますと、単なる新規にに全体の簡易水道網を構成するのを、市が買上げる場合の予想したものだとこう考えた、そうでなしに一応これは財産と認めて、財産取得の議決が必要であると云うことになりましたので、予算を一応提案してから、これを後で加えた訳であります。

5番～只今の市長が説明によりますと、この文書に署名する時ににおいては、財産取得に關する市条例に基づく議会において賛成をする必要はなかつたと云う観点で、いわゆる議会に困らないで契約したと云う極な話でありますか。

市長～はい、競争の事業の拡張として、この契約をしてもいいと云う気持で單に水道公社には何した訳であります。

5番～現在においては、これは提案されておきますからには、これはやはり、市条例の財産取得の取扱に關する条例に基づいて、議会の議決を要して、財産取得であると認定されて、こう云ふように、追加の提案をなされた訳でござりますか。（そうであります）

私の解でいる範囲内におきましては、若し今後も財産取得に対して必ず云う様な、いわゆる間違つた解しやくで取り扱われた場合は、執行された場合には、非常に財産取得に賛成者の立場といたしましても、不安をいかざるを得ません、そこで財産取得に關して、議会の賛成を要すべきであるかでないか、いわゆるその財産取扱の解しやくの範囲とか、そう云うのを、議長は勿論、助役、市長はもう少しはつきりした自信のある範囲で置んでもらいたいと思いますが、今の答弁ではこの案件の審議そのものも、どうもあぶなくて進まられない様な気が致します、かさねておがすね致しますが、そう致しますと専決処置になつたのを、市長が専決処置でなくしがめをそこであらためて議会から推進されて、38号議案を提出されたと云うことは、どう云う訳でござりますか。

市長～実際のかつこうは、そう云うことになつております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時53分）

議長～再開致します。（午前11時59分）

議長～本案は質疑の段階において懸念審議休替します。

わらず議会にこの財産を取得しているかどうかの問題を案件として提案したのは、如何なる理由でありますか。

市長～これにつきましては、先に休憩の場合に申し上げました様に一応これは私連事業の拡張だと云う考え方で予算に編して、これを進めると云う考え方であります。これは良く検討して見ますと、単なる新規に全体の簡易水道的な様なものを、市が買上げる場合の予想したものだとこう考えた、そうでなしに一応これは財産と認めて、財産取得の議決が必要であると云うことになりましたので、予算を一応提案してから、これを後で加えた訳であります。

員番～只今の市長が説明によりますと、この文書に署名する時においては、財産取得に関する市条例に基づく議会において議決をする必要はなかつたと云う観点で、いわゆる議会に困らないで契約したと云う様な話でありますか、どうでありますか。

市長～はい、施行の事業の拡張として、この契約をしてもいいと云う気持で單に水道公社には何した訳であります。

5番～現在においては、これは提案されておりますからには、これはやはり、市条例の財産取得の取得に関する条例に基づいて、議会の議決を要して、財産取得であると認定されて、こう云ふように、追加の提案をなされた訳でございますか。（そうであります）

私の知っている範囲内におきましては、若し今後も財産取得に対して云う云う様な、いわゆる間違つた解しやく取り扱われた場合には、執行された場合には、非常に財産取得に賛成者の立場といたしましても、不安をいかざるを得ません、そこで財産取得に関して、議会の議決を要すべきであるかでないか、いわゆるその財産取得の解しやくの範囲とか、そう云うのを、担当課長は勿論、助役、市長はもう少しはつきりした自信のある態度で望んでもらいたいと思いますが、今の答弁ではこの案件の審議そのものも、どうもあぶなくて進められない様な気が致します。かさねておたずね致しますが、そう致しますと専決処置になつたのを、市長が専決処置でなくしたのをそこであらためて議会から指摘されて、38号議案を提案されたと云うことは、どう云う訳でございますか。

市長～実際のかつこうは、そう云うことになつております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時51分）

議長～再開致します。（午前11時59分）

議長～本案は質疑の段階において継続審議に付します。

議長～暫く休憩をします。(0時一)

議長～再開をします。(0時10分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の開議を閉ることに致します。尚、午後は港湾調査の場所をしたいと思つております、全議員の御参加を要望申し上げます、議員は午前は午前10時より開議を離くこととに致します。

議長～散会(0時11分)

議長～暫く休憩致します。(0時一)

議長～再開致します。(0時10分)

議長～本日の冒頭は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の開議を閉ることに致します。尚、午後は港湾調査の現場をしたいと思つております。全議員の御参加を要望申し上げます。明日は午前は午前10時より開議を開くことに致します。

議長～散会(0時11分)